

平成23年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

平成23年（2011年）4月22日（金）午後2時～午後4時

2. 場 所：

箕面市役所本館3階委員会室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員（8名）

会長	久 隆浩氏	委員	今枝 章平氏
委員	稲野 正信氏	委員	尾崎 博章氏
委員	横山 あおい氏	委員	北倉 謙造氏
委員	加我 宏之氏	委員	片岡 正彦氏

2) 臨時委員 藤崎 浩治氏（案件2のみ）

3) その他

市関係者（8名）

事務局（3名）

傍聴者（6名）

4. 審議等の内容：

副市長挨拶後、事務局より委員の過半数の出席（委員9名中8名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について（諮問）

市より、山すそ景観保全地区内の建設行為の概要について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

＜【案件1】の審議内容＞

委員：計画地は彩都の中でも茨木市側に近接した場所となっているが、茨木市と箕面市で彩都全体の色彩やデザインなど景観形成に関する協議を行っているのか。また、外壁の材質はどのようなものか、磁器質タイルが主となるのか。

臨時：外壁の材質について、主となる部分は磁器質タイル、廊下部分等は吹きつけ
委員 タイルになると思うが、現段階では細部の協議まで行っていない。

市：箕面市と茨木市で、根本となる都市計画の考え方に差異はあるものの、彩都の
都市デザインについては、彩都建設推進協議会において、彩都都市環境デザ
イン基本計画（案）をまとめ、彩都全体を捉えた景観形成について一定の指針を
示している。
また、箕面市には、人口密度や絶対高さの規制があるため、建物のボリューム
感では茨木市と比べ小さくなっている。

委員：特に緑化による連続性が重要ではないか。

市：ご指摘のとおりであり、周辺の敷地や緑地軸との連続性を考慮した指導を行っ
ている。

会長：茨木市側で最初に建ったマンションは、建築コストに投資することが難しい時
期であったため、ボリューム感の軽減や細部のデザインで現在より劣る感じが
あるのは否めない。また、箕面市側には、箕面の都市ブランド力により、少々
価格が高くても販売出来る傾向があるため、事業者もグレードアップを図って
いると推測される。実際、UR都市機構に宅地購入の問い合わせがあった時に、
希望の宅地が箕面市側か茨木市側かといった質問がよくあり、重要な要素とな
っていると聞いている。

委員：1-16のパスでは分節化がよく分かるが、1-14のパスでは、その効
果がよく分からない。前面に他のマンションが建っているという説明は理解で
きるが、建築物単体で捉えた時では、大きな固まりにしか見えないと推測され
るので、この点についてももしっかり配慮されるべきと思う。

会長：経済性の観点からすると、一定の戸数を確保することも必要であるため、今回
の計画では、ポイントを絞って建物のボリューム感を軽減し、見えない部分に
ついては、色彩等細部のデザインで分節化やボリューム感の軽減を図られてい
ると理解している。

会長：いくつか質問があったが、諮問原案のとおり妥当であるという答申を行ってよ
いか。

（異議なし）

会長：諮問原案のとおり妥当であると答申する。

【案件2】山なみ景観保全地区における建設行為等について（報告）

市より、山すそ景観保全地区内の建設行為の概要について説明を行った後、意見交換を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

＜「案件2」の審議の内容＞

委員：法面に樹木を植えると根が張るため、この緑化手法しかやむを得ないと思うが、山なみを剥がしたというイメージは拭えないと思う。

このことについて、他都市の景勝地における大規模公共工事を行った際、特に法面の樹林保全について参考になる工法の事例はないか。

会長：一般的に景勝地の場合、まず山を削らない若しくは影響を最小限に止める道路線形を検討することが基本である。

臨時委員：トンネルを通すことで景観に配慮する場合はあるが、多額の費用が掛かる。次に考えられるのは、自然の地形に沿って路線を整備する方法であるが、曲線半径を道路構造令ギリギリにしなければならない等の制約が生じ、安全性が損なわれる恐れがある。

委員：「道路」か「山なみ」いずれを優先して計画するのかという議論になる。

市：のり面を緩くすると緑そのものを削る範囲が広がるため、どの程度の傾斜が妥当かと言う判断は難しい。その中で、今回はコンクリートの法枠が露出する部分も泥吹きを行い、最大限自然に馴染むよう配慮する。

また、法面小段部分への樹木植栽については、保安上の課題もあるため、研究テーマとしていきたい。

会長：法面に樹木を植えると根がコンクリートに浸食して、安全性が低下する可能性もあり、難しいところである。

委員：非常に悩ましい問題であり、考えが分かれる議論であるが、今回の事業目的からすると、提案内容が妥当な案であると思う。

無理に傾斜を緩くすると、斜面の形が人工的になり、自然と調和しないいわゆる「定規断面」になってしまい、樹林が回復されても、その部分だけ人工的な傾斜になり、景観的に不調和を招くことになる。

敷地全体を隠すためには、計画地の周囲に高木を植える等しかなく、今回の事業計画地以外での配慮となるため、現実的ではない。

委員：橋の詳細なデザイン、色彩についても検討してほしい。また、大震災直後のため、安全性にも十分配慮した内容となるようお願いしておく。

市：色彩については、コンクリートの素地色を採用することで、塗装を行うよりも経年変化によって最も自然と調和すると考えている。
また、安全性についても最新の設計基準に基づき、耐震についても設計に盛り込んでいく。

委員：表面を塗装した方が耐久性は増すが検討したのか。

市：ランニングコストも含めた費用対効果の観点から、最新の高速道路橋等でも標準的な使用であるコンクリート素地を計画した。

会長：目立つべきものではないので、着色するよりも、さりげなく素地を生かした方が調和するのではと思う。
種々意見はあったが、都市景観アドバイザーの意見も伺いながら報告内容のとおり進めていただければと考えているがいかがか。

(異議なし)

【案件3】止々呂美景観保全策について（報告）

市より、止々呂美景観保全策の概要について説明を行った後、意見交換を行った。

＜「案件3」の審議の内容＞

委員：まちづくりが進む前に保全策を打つということは良いことであり、特に止々呂美の景観は積極的に保全すべきものであると思う。
その上での意見として、平成10年に山なみ景観保全地区を指定した際、止々呂美の山林も併せて行ってはといった議論があった。
結論としては、市街地側は開発圧力が非常に高いため、先行して同地区の指定を行うということで、止々呂美は見送ったのだが、今回を機に山なみ景観保全地区の指定を検討してはどうか。

会長：平成10年当時は、箕面森町等の新しいまちづくりが未成熟の中で、明確な方向性が定まらなかったのだが、現時点では、ある程度方向性が見えてきたのかと思われる。

市：ご指摘のとおり、当時は規制よりも将来のまちづくり像を作っていこうという時期で指定を見送った経過がある。

また、南部の市街地の山なみは広く市街地から望見できることや、開発圧力が高いが、止々呂美周囲の山なみは、急峻な地形等のため、開発圧力よりも、野立て看板や資材置き場などの土地利用に対する景観上の規制が今後求められるのであろうと考えている。

なお、山なみ景観保全地区は、6割緑地を確保するなど、強力に開発抑制を行う目的でルールを定めているが、止々呂美地域にこのことを当てはめることが得策とは考えにくく、新たに里山田園景観に特化したルールを設けたいと考えている。

委員：以前地元住民と話しをする機会があり、後継者不足等による農林業の衰退により、むしろ「開発をしてくれ」という思いを聞いたことがある。

今止々呂美が求めているのは、活力ある地域社会の形成であり、活力を維持しつつ、景観形成を考えることが重要であり、過度な規制とならないよう地域の住民と十分議論をする必要がある。

また、里山としての機能を再評価し、山林保全施策についても検討する必要があるのではないか。

会長：全体のまちづくりの一環としての景観施策として捉えて進めていただきたい。

市：地域の住民は以前から都市的な施設の立地を切望されており、各種まちづくりの進展により、やっと近年その思いが現実化してきたと聞いている。

その中で、行政が強く緑を保全することや、都市計画法や建築基準法等で強力に用途の制限等を設けるよりも、まずは「見え方」というところで緩やかなルールを設け、住民のまちづくりの意識を高めていきたいと考えている。

また、みどりまちづくり部では、農業や林業等の生産行為も含めて、市内のみどりを守る施策に取り組んでいる。たとえば柚子を切り口に様々な施策を展開する等であり、今後ご意見を伺いながら農業施策についても取り組んでいきたいと考えている。

会長：特に止々呂美は地域の特産品生産等で、女性もまちづくりに参画されており、地域の活性化を担っている。

委員：まちづくりには一定の開発行為は必要であるが、「土地利用の集約化」か「全体の適切なコントロール」なのか方向性を検討する必要がある。

また、南側の山すそ景観保全地区では「生け垣により敷地周囲を緑化する」等の基準が馴染むが、止々呂美においては、あまり生け垣はない。

ルールを作る前に、止々呂美を形成する景観要素の調査を行う必要がある。

例えば、道路沿いにある小さな田んぼは概ね500㎡毎の2段で処理されており、石垣もしくは畦畔の土羽で収まっているが、ここに資材置き場がくると、1枚の大きな土地になるため、1.5～2m程度の擁壁が立ち上がる。この擁壁前面に緑化することで、景観保全できるのか疑問点がある。擁壁高さを低く納めるようなルールを検討する等、きめ細やかなデザイン調査を行っていただきたい。

会長：ルール化の際には、土地利用の手法も含めて丁寧な検討をお願いしたい。また、他市の野立て看板の事例を見ると顕著であるが、大半が市外の事業者の看板であり、地域の人には自ら景観を乱す看板を表示していない。安易に外の事業者に土地を提供し、そこで収入を得ようとされると看板が乱立するという結果に繋がる。地元の中で事業が成立し、お金も循環するといったまちづくりの根本的な部分を押さえることが、景観形成にも影響するため、総合的に検討を進めていってほしい。

委員：外の人間が懐古的に止々呂美の景観を評価し、単純に保全すべきと意見するのではなく、地域社会の事情も考慮し、建て替えや土地利用の転換も容認しつつ、新しい止々呂美らしさを作っていくことも重要ではないか。特に地元の若い人の意見をしっかり聞くべきであると思う。

市：ご指摘のとおり地元の意見を聞くことは重要と考えており、既に地元のまちづくり協議会の役員等に、今回の検討方針を説明し、意見交換を行っている。その中の意見でも、まちづくり基本構想をまとめた時から更に世代交代が進んでいるなど、地域社会の構成も日々変化しているとの指摘もあり、今後も節目毎に地元の方と十分協議を行いながら進めていきたいと考えている。

会長：昨年から茨木インターチェンジ計画地である千提寺でまちづくりの支援に携わっているが、一軒の家でも夫婦や子供の中でも考えが違うので、出来るだけいろんな世代に参加いただき、多様な議論を行う環境を整えるようお願いしている。止々呂美でも参考にしていきたい。

会長：種々意見が出たが、報告内容のとおり進めていただければと考えているがいかか。

(異議なし)

以上